

## 特別養護老人ホーム「ふれあい」入所申し込みについて

平成15年1月15日から施行された「特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づき入所決定を行います。（入所決定は申し込み順ではありません。）

入所の必要性・緊急性の高い方が優先的に入所できるように努めるため、入所決定が公平かつ透明に行われるよう、ご本人の心身状況等を把握しておられる方が正確にご記入ください。

なお、平成27年4月1日以降の入所は、原則要介護3以上の方に限定されることとなりました。ただし、要介護1または2の方については、居宅において在宅生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、特例的に入所できることとなります。（特例入所については別紙（「入所決定の流れ」）をご覧ください。）

### 1. 入所申し込み方法

以下の書類を、直接お持ちいただくか、郵送にて受け付けます。書類確認等を行い、受理をします。書類不備の場合は受理できませんので、担当よりご連絡させていただきます。

- ① 特別養護老人ホーム入所申込（変更届出）書（滋賀県統一書式）
- ② （別紙）担当ケアマネジャー等の意見書
- ③ 特別養護老人ホームふれあい利用申込書
- ④ 介護保険被保険者証の写し
- ⑤ 個人情報に関する使用承諾書
- ⑥ 「サービス利用票」および「サービス利用票別表」（過去3ヶ月間の写し）  
（⑥については、①の「本人の状況」欄、イに該当する場合のみ必要です。）
- ⑦ （別記様式）特例入所申込理由書（要介護1または2の方のみ）
- ⑧ 障害者手帳等の写し（障害者手帳等の交付を受けておられる方のみ）

### 2. 記入上の諸注意

- ・入所の申し込みは入所を希望する本人が、必要事項を記入するとともに必要書類を添付して、提出することが原則となっています。ただし、本人が申込書の記入・提出が困難な場合は、家族等が代行することができます。
- ・「同意書（本人）」欄  
本人が記入できない場合は、代行者の方が記名押印してください。
- ・「別紙 担当ケアマネジャー等の意見」  
担当のケアマネジャーに記入をお願いしてください。また、入所や病院に長期入院している場合等、ケアマネジャーがおられない場合は、代わりに生活

相談員や医療ソーシャルワーカー等に記入の協力依頼をしてください。

### 3. 入所申し込みの有効期間

- ・要介護認定の有効期間と同じです。申し込みを継続される場合は、下記の4に沿って、届出をしてください。
- ・申し込み後、要介護1または2、要支援になった方については入所対象者ではなくなります。ただし、要介護1または2であっても「特例入所」の要件に該当する場合は、「特例入所申込理由書」を提出していただくことにより、申し込み継続ができます。

### 4. 変更の届出

- ・申し込み後に、介護者の状況や本人の状況などに変更が生じた場合は、①の「特別養護老人ホーム入所申込（変更届出）書」により変更の届出をしてください。
- ・要介護認定の更新時には、必ず、①の「特別養護老人ホーム入所申込（変更届出）書」により、変更の届出をしてください。ただし、要介護度その他申込書に記入した事項に変更がない場合は、更新後の介護保険被保険者証の写しの提出をもって当該変更の届出とみなします。
- ・在宅サービスを利用している場合は、「サービス利用票」および「サービス利用票別表」（過去3ヶ月間の写し）も併せて提出してください。
- ・定期の変更の届出がない場合は、確認の上、辞退とみなすことがありますので、ご注意ください。
- ・申し込み後に、他の特養に入所が決定した等、当施設に入所する必要がなくなった場合は、速やかにその旨、ご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 当施設は、「社会福祉法人等による利用者負担軽減確認書」提示による利用料軽減を行っておりませんので、入所申し込みについてご留意いただきますようお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

社会福祉法人 ほのぼの会  
特別養護老人ホーム ふれあい  
〒523-0015 滋賀県近江八幡市上田町 1315-1  
TEL : 0748-37-8716  
( 月曜～金曜 9:00 ～ 17:30 )